

第5章 計画の推進体制

1. 事業の円滑な推進に向けて

(1) 制度の周知及び相談支援体制等の充実

近年、障がい者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を把握しきれない状況があります。今後、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには制度や新規サービスの内容の理解を深めていくことが必要です。

そのため、広報誌やホームページなどを活用するとともに、府や地域自立支援協議会との連携を図り、総合的な相談支援体制の充実をめざします。

(2) 総合的なケアマネジメント体制の推進

障害者自立支援法の一部改正により、サービス支給決定前にケアマネジメントを実施し、支給決定の参考とすることやサービス等利用計画作成の対象者を拡大することが示されています。このため、障がいのある人や家族からの相談に応じて個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切な支給決定ができるよう、ケアマネジメント体制の充実を図っていきます。

(3) 障がい福祉サービス等の提供

今後も、障がい福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス）及び地域生活支援事業の充実を図ります。

また、サービス量の充実だけでなく、質の向上も求められることから、施設や事業者がサービス提供等に関してさまざまなネットワークを構築できるよう、情報の共有などを行っていきます。

2. 計画の円滑な推進に向けて

(1) 国及び府、関係機関等との連携

計画の円滑な推進にあたっては、国及び府の動向を踏まえた適切な施策展開を図るとともに、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、山城北圏域を構成する近隣市町との連携をめざします。

また、保健・医療、福祉、教育、労働、建設など広範な分野にわたる総合的な施策の展開については、庁内関係課及び社会福祉協議会、医療機関等の関係機関、民生・児童委員、ボランティア、障がい者団体、サービス提供事業者、企業等との連携を密に図り、計画を総合的に推進します。

(2) 計画の点検・評価体制の構築

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進行状況の取りまとめを行うとともに、必要に応じて関係機関との協議により、「計画（Plan）-実施・実行（Do）-点検・評価（Check）-処置・改善（Action）」の「PDCA マネジメントサイクル」に基づく、計画の評価・点検を行います。